

個人情報取扱事務の諮問事案書（第9条第1項第4号）

個人情報取扱事務の 名 称	保育料、下水道使用料等の滞納整理事務における個人情報(市税、国民健康保険料滞納整理事務)の目的外利用について
所 管 課 等	保育課、下水道総務課、市税総務課、保険課
諮 問 事 項	保育料、下水道使用料及び下水道事業受益者負担金(以下「下水道使用料等」という。)の滞納整理事務に係る市税及び国民健康保険料滞納整理事務の目的外利用
諮 問 の 理 由	保育料及び下水道使用料等の滞納整理事務を効率的に行うため、保育課、下水道総務課、市税総務課、保険課で保有する滞納整理に係る個人情報を相互に利用する。
開 始 時 期	平成30年7月
個 人 の 類 型	保育料及び下水道使用料等を滞納している者であって、市税または国民健康保険料を滞納している者
個人情報項目名	住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、勤務先、調定額、納付状況、未納状況、財産情報、滞納処分状況、折衝等記録
個人情報を 利用する 保有課及び利用課等	保育課、下水道総務課、市税総務課、保険課
本人通知の 実施の有無	無
本人通知を行わない 場合はその理由	事務事業の性質から本人に通知することで、事務事業の円滑な実施を困難にすることが明らかなため